

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道規則第5号

北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第113号）  
の施行期日は、平成25年 3 月 1 日とする。

### 目 次 ページ

#### 規 則

○北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
.....（人事課） 103

#### 告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定・・（循環型社会推進課） 103  
○土地改良事業計画の変更の認可.....（農業施設管理課） 104  
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課） 104  
○北海道漁港管理条例第13条第 1 項第 1 号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり  
知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正（2 件）・・（漁港漁村課） 104  
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 105  
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 105  
○森林法による通知に代える公示（3 件）.....（治山課） 105  
○道路の供用の開始.....（道路課） 106  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課） 106

#### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2 件）..... 107

#### 道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 107

#### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 109  
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 110  
○特定調達契約に係る入札の公告..... 110  
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 111  
○特定調達契約に係る入札の公告..... 112

### 規 則

北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに  
公布する。

### 告 示

#### 北海道告示第110号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項の規定に  
より、次のとおり指定区域として指定する。

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第239号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路郡釧路町字別保原野南21線49番 1 の一部  
(3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。  
以下「政令」という。）第13条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」と  
いう。）第12条の31第 1 号
- 2(1) 指 定 番 号 第240号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路市阿寒町東舌辛45番11、12、21、30、31（いずれも一部）  
(3) 埋立地の区分 政令第13条の 2 第 2 号
- 3(1) 指 定 番 号 第241号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路市山花11線133番 1、3 から 7、11、12（いずれも一部）  
(3) 埋立地の区分 政令第13条の 2 第 2 号
- 4(1) 指 定 番 号 第242号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路市阿寒町下仁々志別新176番 3、4、6（いずれも一部）  
(3) 埋立地の区分 政令第13条の 2 第 2 号
- 5(1) 指 定 番 号 第243号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路郡釧路町字達古武27番20の一部  
(3) 埋立地の区分 政令第13条の 2 第 2 号
- 6(1) 指 定 番 号 第244号  
(2) 指 定 の 区 域 釧路市新野 8 線156番 5 の一部  
(3) 埋立地の区分 政令第13条の 2 第 2 号

|               |                              |               |                                                                           |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 7(1) 指 定 番 号  | 第245号                        | (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号                                                |
| (2) 指定の区域     | 白糠郡白糠町和天別1410番3の一部           | 19(1) 指 定 番 号 | 第257号                                                                     |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  | (2) 指定の区域     | 虻田郡倶知安町字琴平170番、171番2、178番2、178番6、179番1から3、180番4、180番5、181番4、182番2（いずれも一部） |
| 8(1) 指 定 番 号  | 第246号                        | (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号                                                |
| (2) 指定の区域     | 厚岸郡浜中町浜中東2線281番の一部、283番の一部   | 20(1) 指 定 番 号 | 第258号                                                                     |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  | (2) 指定の区域     | 檜山郡江差町字砂川428番1の一部                                                         |
| 9(1) 指 定 番 号  | 第247号                        | (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                                                               |
| (2) 指定の区域     | 釧路市阿寒町東舌辛45番30、31、32（いずれも一部） | 21(1) 指 定 番 号 | 第259号                                                                     |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  | (2) 指定の区域     | 岩見沢市宝水町207番5の一部                                                           |
| 10(1) 指 定 番 号 | 第248号                        | (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                                                               |
| (2) 指定の区域     | 釧路市北斗2番32の一部                 |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  |               |                                                                           |
| 11(1) 指 定 番 号 | 第249号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 釧路市山花11線138番1の一部             |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  |               |                                                                           |
| 12(1) 指 定 番 号 | 第250号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 白糠郡白糠町庶路39番4の一部              |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  |               |                                                                           |
| 13(1) 指 定 番 号 | 第251号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 厚岸郡厚岸町サッテベツ1番2の一部            |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  |               |                                                                           |
| 14(1) 指 定 番 号 | 第252号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 釧路市新野24番1015の一部              |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第2号                  |               |                                                                           |
| 15(1) 指 定 番 号 | 第253号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 厚岸郡浜中町浜中東5線70番の一部、74番の一部     |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第2号                  |               |                                                                           |
| 16(1) 指 定 番 号 | 第254号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 厚岸郡浜中町浜中東5線70番の一部、74番の一部     |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第1号                  |               |                                                                           |
| 17(1) 指 定 番 号 | 第255号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 釧路市阿寒町布伏内22線北90番9の一部         |               |                                                                           |
| (3) 埋立地の区分    | 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号   |               |                                                                           |
| 18(1) 指 定 番 号 | 第256号                        |               |                                                                           |
| (2) 指定の区域     | 釧路市音別町中音別122番1の一部            |               |                                                                           |

### 北海道告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成25年2月14日、浜益土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（妹背牛東地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年2月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第113号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

古潭漁港（石狩市）の項を次のように改める。

|                    |                    |       |                       |
|--------------------|--------------------|-------|-----------------------|
| 古 潭 漁 港<br>（石 狩 市） | 北防波堤のうち別図に示す40メートル | 5 隻以内 | 4 月 1 日から<br>10月31日まで |
|--------------------|--------------------|-------|-----------------------|

美国漁港（積丹町）の項を次のように改める。

|                      |                                  |       |    |
|----------------------|----------------------------------|-------|----|
| 美 国 漁 港<br>（ 積 丹 町 ） | 1   －3.0メートル岸壁のうち別図に示す<br>20メートル | 2 隻以内 | 周年 |
|                      | 2   －5.0メートル岸壁のうち別図に示す<br>30メートル | 1 隻   |    |
|                      | 3   突堤のうち別図に示す37メートル             | 12隻以内 |    |

横澗漁港（寿都町）の項中「周年」を「4月1日から10月31日まで」に改める。

中歌漁港（せたな町）の項中「第1船揚場」を「船揚場」に改める。

乙部漁港（乙部町）の項を次のように改める。

|                      |                           |       |    |
|----------------------|---------------------------|-------|----|
| 乙 部 漁 港<br>（ 乙 部 町 ） | 第1船揚場のうち別図に示す31.4メー<br>トル | 10隻以内 | 周年 |
|----------------------|---------------------------|-------|----|

赤石（奥尻）漁港（奥尻町）の項を削る。

上磯漁港（北斗市）の項中「20隻以内」を「19隻以内」に改める。

北海道告示第114号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

東浦漁港（稚内市）の項を次のように改める。

|                      |                          |       |                    |
|----------------------|--------------------------|-------|--------------------|
| 東 浦 漁 港<br>（ 稚 内 市 ） | 南防波堤のうち別図に示す36.4メー<br>トル | 4 隻以内 | 4月1日から<br>11月30日まで |
|----------------------|--------------------------|-------|--------------------|

稚咲内漁港（豊富町）の項を次のように改める。

|                        |                    |       |                    |
|------------------------|--------------------|-------|--------------------|
| 稚 咲 内 漁 港<br>（ 豊 富 町 ） | 船揚場のうち別図に示す7.5メートル | 8 隻以内 | 5月1日から<br>10月31日まで |
|------------------------|--------------------|-------|--------------------|

千走漁港（島牧村）の項中「8隻以内」を「7隻以内」に改める。

北海道告示第115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健

- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をせたな町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第33号のとおりである。

平成25年2月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡せたな町大成区本陣244、249所在の森林について所有権を有する 吹田 則子

北海道告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北見市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第302号のとおりである。

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

北見市西相内45の 2 所在の森林について所有権を有する 五十嵐 良一

北見市住吉270の 2 所在の森林について所有権を有する 飯田 雄一

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を江差町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第421号のとおりである。

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

檜山郡江差町字尾山町385所在の森林について所有権を有する 棚田 甚蔵

檜山郡江差町字楸川町400の 2 所在の森林について所有権を有する 岸田 慶三郎

檜山郡江差町字伏木戸町203、206、428所在の森林について所有権を有する

佐藤 たま

檜山郡江差町字伏木戸町207所在の森林について所有権を有する 小林 松雄

檜山郡江差町字伏木戸町222所在の森林について所有権を有する 津村 正行

檜山郡江差町字伏木戸町363所在の森林について所有権を有する 佐藤 定四郎

檜山郡江差町字伏木戸町407所在の森林について所有権を有する 津村 利恵子

檜山郡江差町字伏木戸町427所在の森林について所有権を有する

石山 澄子、坂本 由美子

北海道告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所供用開始の区間 供用開始の期日

道道 沓形仙法志鷺泊線 利尻郡利尻町仙法志字久連33番地先から 平成25. 2.22  
北海道宗谷総合振興局 同郡利尻町仙法志字久連50番地先まで

稚内建設管理部

道道 雄武港線 紋別郡雄武町字雄武754番地先から 同

北海道オホーツク総合振興局 同郡雄武町字雄武750番地先まで

網走建設管理部

北海道告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年 2 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌南町 2 丁目 1 （ I - 5 - 38 - 2255 ）  
2(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市南町 2 丁目（次の図のとおり）  
3(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
4(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌泉町 2 丁目 （ I - 5 - 50 - 2267 ）  
2(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市泉町 2 丁目（次の図のとおり）  
3(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
4(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
留萌港町 2 丁目 （ I - 5 - 59 - 2276 ）  
2(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌市港町 2 丁目（次の図のとおり）  
3(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
4(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>次の図のとおり</p> <p>4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>カモイワ3の沢川（Ⅲ－51－012）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市東雲町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>留萌瀬越・大町（Ⅰ－5－60－2277）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>留萌市瀬越町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> | <p>5 契約の相手方を決定した手続<br/>随意契約</p> <p>6 随意契約によった理由<br/>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課管理第三係</p> <p>(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号</p> <hr/> <p><b>北海道釧路総合振興局告示第1号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成25年2月22日</p> <p style="text-align: right;">北海道釧路総合振興局長 村 井 悟</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量<br/>貨物兼乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）</p> <p>2 落札を決定した日<br/>平成25年1月30日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社</p> <p>(2) 住 所 帯広市大通南29丁目2番地</p> <p>4 落札金額<br/>1,052,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告<br/>平成24年12月18日付け北海道釧路総合振興局告示第12号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課</p> <p>(2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>総合振興局告示及び振興局告示</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>北海道空知総合振興局告示第9号</b></p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</p> <p>平成25年2月22日</p> <p style="text-align: right;">北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量<br/>石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託 1,895トン</p> <p>2 随意契約の相手方を決定した日<br/>平成25年1月28日</p> <p>3 随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 太平洋セメント株式会社</p> <p>(2) 住 所 東京都港区台場2丁目3番5号</p> <p>4 随意契約に係る契約金額<br/>9,500円</p>                                                                                                                                  | <p style="text-align: center;"><b>道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示</b></p> <hr/> <p><b>北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第2号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

協定の適用を受ける。

平成25年2月22日

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 長 和 彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式

##### (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

##### (4) 履行場所 旭川市春光台2条1丁目1番43号

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎及び北海道旭川養護学校庁舎

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

##### (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

##### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

##### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

##### (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該年度が24月に満たない場合は、24月分。以下同じ。）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、直前2営業年度分の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。

##### (5) 清掃員を常時20人以上雇用していること。

##### (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合しているものであること。

##### (7) 財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク（院内清掃）の認定を受けている者であること。

#### 3 官公需適格組合の資格の特例

経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興

組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「官公需適格組合」という。）にあっては2に定める資格の一部を次のとおり取り扱う。

##### (1) 2の(4)の契約には、官公需適格組合の組合員が締結した契約を含む。

##### (2) 2の(5)の清掃員数は、官公需適格組合自体の清掃員数又は官公需適格組合自体の清掃員数と当該官公需適格組合の組合員（官公需適格組合が指定する組合員）の清掃員数を合算した人数が20人以上であること。

#### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

##### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年2月22日（金）から同年3月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課

##### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 契約条項を示す場所

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課

#### 6 入札執行場所及び日時

##### (1) 入札場所 旭川市春光台2条1丁目1番43号 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター会議室（送付による場合は、郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号 旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課）

##### (2) 入札日時 平成25年3月27日（水）午前11時（送付による場合は、同月26日（火）までに必着）

##### (3) 開札場所 (1)に同じ。

##### (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

##### (1) 交付場所 5に同じ。

##### (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、旭川肢体不自由児総合療育センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/asc/kyokuryotop.htm>）からダウンロードすることができる。

9 送付による入札の可否  
認める。

10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

11 最低価格の入札者を落札者とししない場合  
この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

12 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番43号  
電話番号 0166-51-2126

14 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :  
Cleaning of offices in the Asahikawa Center for Disabled Children building and Hokkaido Asahikawa special education school building
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 27, 2013  
(If mailed, bids must arrive no later than March 26, 2013)
- C Contact : General Affairs, Asahikawa Center for Disabled Children 1-chome, 2-jo, shunkoudai, Asahikawa, Hokkaido 071-8142 Japan  
Phone : 0166-51-2126

## 道 教 育 庁 教 育 局 告 示

### 北海道教育庁石狩教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年2月22日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ（Aブロック） 一式 66台  
(2) パーソナルコンピュータ（Bブロック） 一式 72台  
(3) パーソナルコンピュータ（Cブロック） 一式 75台  
(4) パーソナルコンピュータ（Dブロック） 一式 71台  
(5) パーソナルコンピュータ（Eブロック） 一式 67台  
(6) パーソナルコンピュータ（Fブロック） 一式 73台  
(7) パーソナルコンピュータ（Gブロック） 一式 73台

#### 2 落札を決定した日

平成25年1月31日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)  
ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- (2) 1の(2)  
ア 氏 名 株式会社つうけんテクノネット  
イ 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号
- (3) 1の(3)  
ア 氏 名 株式会社大塚商会  
イ 住 所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
- (4) 1の(4)から(6)まで  
ア 氏 名 大丸藤井株式会社  
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (5) 1の(7)  
ア 氏 名 リコージャパン株式会社  
イ 住 所 東京都中央区銀座7丁目16番12号

#### 4 落札金額

- (1) 5,918,220円  
(2) 6,463,800円

- (3) 6,709,500円
- (4) 6,262,200円
- (5) 5,733,525円
- (6) 6,438,600円
- (7) 6,668,550円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成24年12月21日付け北海道教育庁石狩教育局告示第154号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁上川教育局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1号の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

- 平成25年2月22日
- 北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁
- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
    - (1) 契 約 平成25年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約
    - (2) 資 格 北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
    - (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道鷹栖養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務
  - 2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
    - (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロの一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
    - (2) 正シート数33席以上を有するバス1台及び正シート数24席以上を有するバス1台を、

- 自己の責任において用意し、かつ、スクールバス運行業務を実施できること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例  
平成16年北海道告示第447号の2による。
  - 4 資格審査の申請の時期及び方法
    - (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成25年2月22日（金）から同年3月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
    - (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
      - ア 提出先の名称 北海道鷹栖養護学校
      - イ 提出先の所在地 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号
  - 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期限及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁上川教育局告示第11号

- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 平成25年2月22日

- 北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁
- 1 入 札 に 付 す る 事 項
    - (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量  
北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約 正シート数33席以上を有するバス410回及び正シート数24席以上を有するバス 520回
    - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
    - (3) 契 約 期 間 平成25年4月8日から平成26年3月24日まで
    - (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
  - 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成25年北海道教育庁上川教育局告示第10号に規定する北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。
  - 3 契約条項を示す場所  
北海道鷹栖養護学校
  - 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校会議室（送付による場合は、郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校）
- (2) 入札日時 平成25年3月19日（火）午前11時（送付による場合は、同月18日（月）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道鷹栖養護学校のホームページ（<http://www.takasuyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道鷹栖養護学校
- (2) 所在地 郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号

電話番号 0166-87-2279

## 10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :  
Chartered school bus with a driver motor coach 410 services and minibuss 520 services
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 19, 2013  
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 18, 2013)
- C Contact : Hokkaido Takasu School for the Disabled, Kitanonisi 3-jo 2-chome 1-1, Takasu-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1233 Japan  
Phone : 0166-87-2279

## 北海道教育庁上川教育局告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1号の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年2月22日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

## 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成25年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資 格 北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道東川養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務

## 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号の口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 正シート数40席以上のバス3台及び正シート数15席以上のバス1台を、自己の責任において用意し、かつ、スクールバス運行業務を実施できること。

## 3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成25年2月22日（金）から同年3月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道東川養護学校

イ 提出先の所在地 上川郡東川町西10号北36番地

#### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期限及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 北海道教育庁上川教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年2月22日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量

北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約 正シート数40席以上のバス  
1,230回及び正シート数15席以上のバス 118回

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成25年4月8日から平成26年3月24日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成24年北海道教育庁上川教育局告示第12号に規定する北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道東川養護学校

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 上川郡東川町西10号北36番地 北海道東川養護学校視聴覚室  
（送付による場合は、郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10

号北36番地 東川養護学校）

(2) 入札日時 平成25年3月21日（木）午後2時（送付による場合は、同月19日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道東川養護学校のホームページ（<http://www.higashikawayougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道東川養護学校

(2) 所在地 郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10号北36番地  
電話番号 0166-82-4586

#### 10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Chartered school bus with a driver motor coach 1,230 services and minibus 118 services

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 21, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2013)

C Contact : Hokkaido Higashikawa School for the Disabled, Nishi10 Kita36,  
Higashikawa-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1410 Japan

Phone : 0166-82-4586

---

## 正 誤

○平成24年12月4日（第2435号）

北海道告示第677号（第一種市街地再開発事業の個人施行の認可）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 欄         | 行  |
|-----|-----------|----|
| 3   | 左         | 14 |
| 誤   | 68番4      |    |
| 正   | 58番1、68番4 |    |

---